

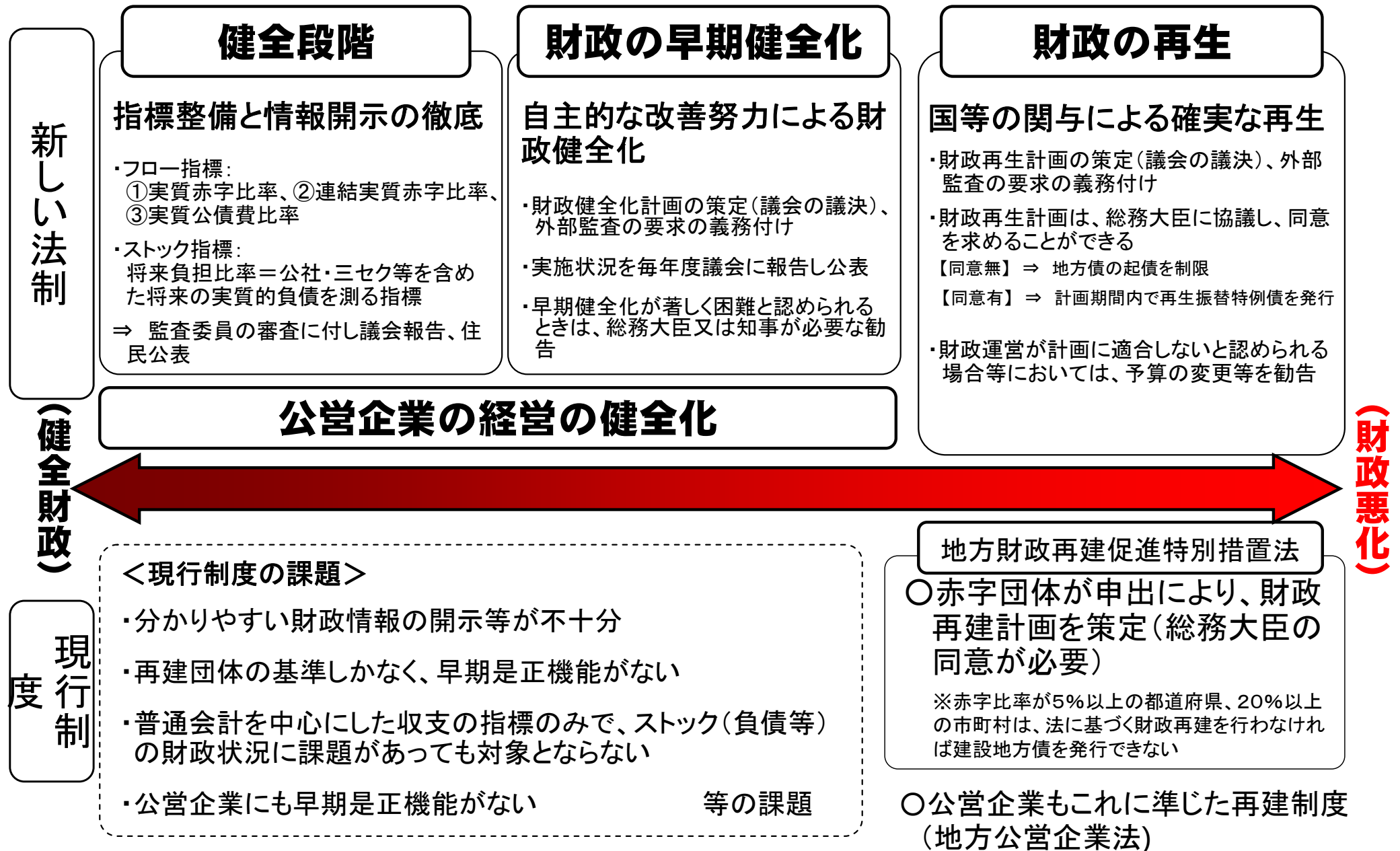
健全化法と将来負担額について

平成19年11月14日

総務省自治財政局地域企業経営企画室

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要①

I 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)

③実質公債費比率

④将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要②

Ⅲ 財政の再生

1 財政再生計画

○再生判断比率（Ⅰ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

○財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。

○再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要③

Ⅳ 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ 2、3及びⅤ 1と同様の仕組みを設ける。

Ⅴ その他

1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

2 施行期日等

○健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。

○国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

地方公共団体の会計

現行指標の対象範囲

指標の対象範囲(イメージ)

実質赤字比率

対象外会計

不良債務
(会計別)

普通会計

一般会計

特別会計(公営事業会計を除く)

・公債管理特別会計・母子寡婦福祉特別会計 等

公営事業会計

○収益事業 ○その他(公立大学附属病院事業・地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業)

○国民健康保険事業、介護保険事業 等

公営企業会計

○地財法上の公営企業(§6)かつ地公企法の非適用事業
・地公企法非適用の下水道事業、観光施設事業、港湾整備事業、宅地造成事業 等
○地公企法の任意適用事業(§2③) ・地公企法適用の下水道事業等

地方公営企業法

○地公企法の一部適用事業(§2②) ・病院事業
○地公企法の当然適用事業(§2①) ・水道事業、交通事業など7事業

一部事務組合等

○一部事務組合・広域連合

○地方独立行政法人 ○地方三公社 ○第三セクター

実質赤字比率

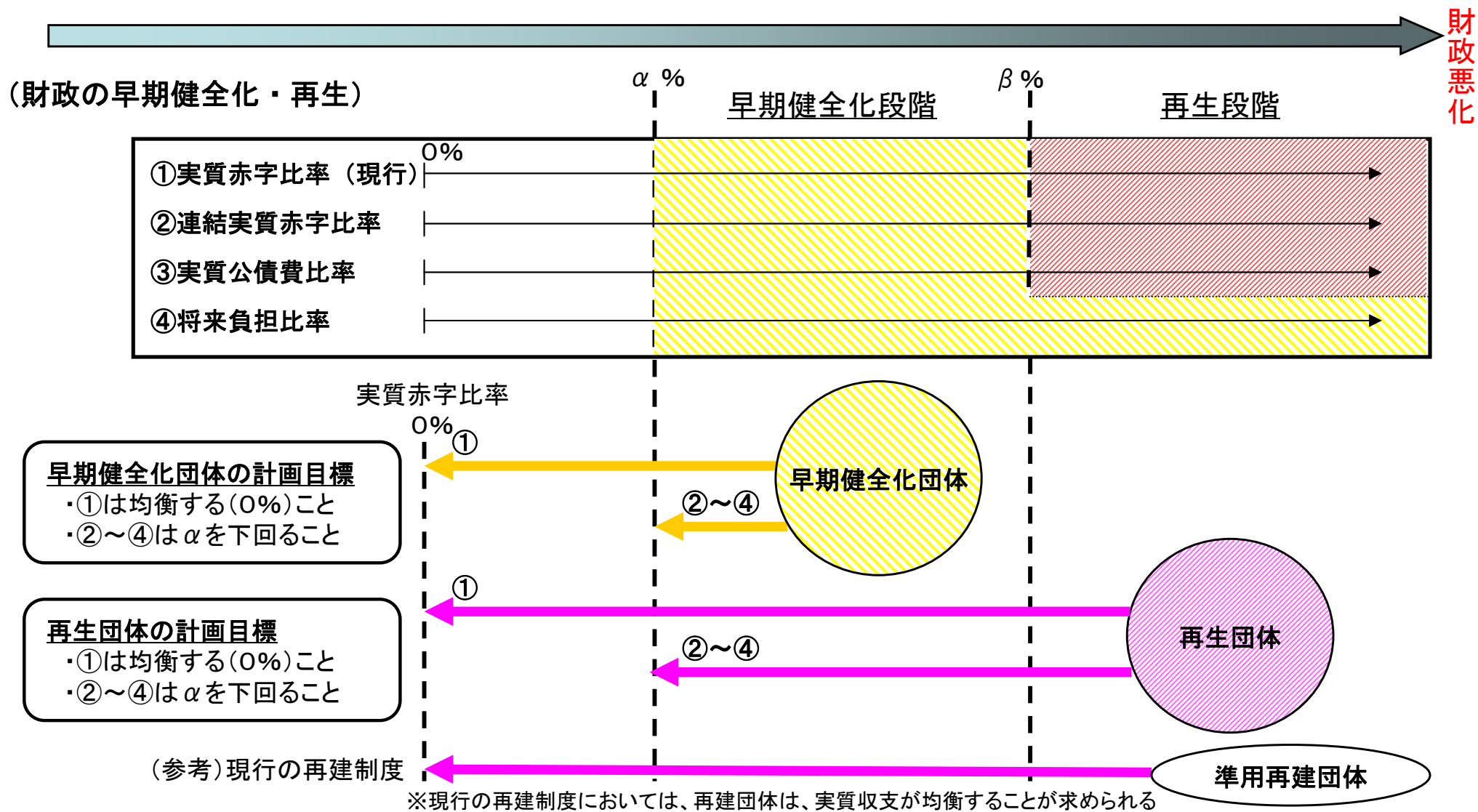
連結実質赤字比率

実質公債費比率

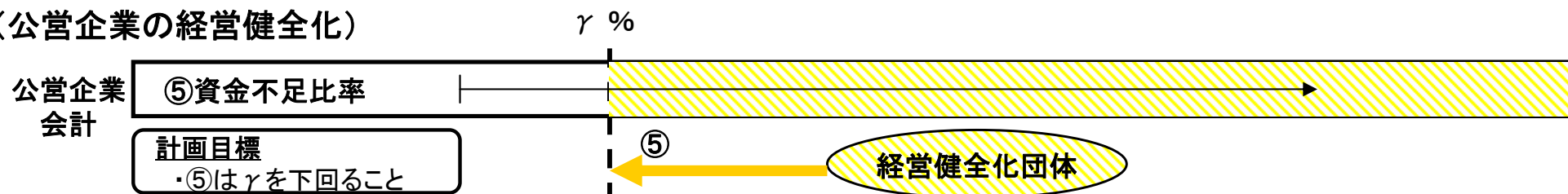
将来負担比率

資金不足比率(会計別)

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(公営企業の経営健全化)



地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

＜平成19年6月22日公布＞

第2条第4号へ

第2条

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

へ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

健全化法における将来負担比率の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（下記の地方債現在高等を除く）}}{\text{標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（趣旨） 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 土地開発公社・地方道路公社等の負債の額及び第三セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の実質負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額